商品概要説明書　　（令和８年10月１日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>【Web 完結型】まいハウスカードローン</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>・当組合住宅ローン利用者（新規申込先を含む）で申込時において下記のすべての条件を満たし、(株)ジャックスの保証が得られる方。
・申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満の方。
・当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有する方。
・安定継続した収入がある方。
・当組合における他の借入で、現時点で延滞がないこと。
・住宅ローンの既利用先の場合、直近１年以内に返済遅延がないこと。
・過去に手形の不渡り、電子記録債権の支払不能、延滞等の事故がないこと。
・すでに本ローンの契約がないこと。
・返済用口座（普通預金口座・総合口座）が開設できる方。
（口座開設は店頭でのお手続きが必要となります）</td></tr>
<tr><td>お使いみち</td><td>・ご自由です。（但し、事業資金を除きます）</td></tr>
<tr><td>お借入極度額</td><td>・極度額
30 万円・50 万円・100 万円・200 万円・300 万円の５コース
※住宅ローンの返済実績が１年未満の場合（新規申込先を含む）は、貸越極度額 100 万円以内とする。</td></tr>
<tr><td>ご融資期間</td><td>・3 年（原則として 3 年経過毎に更新。但し、最終期限は満６５歳に達して以降初めて到来する契約期限を以って、契約は満了するものとする。</td></tr>
<tr><td>ご融資利率</td><td>・固定金利、極度額により利率が異なります。
30 万円、50 万円・・・・・・・・　9.75％
100万 円 ・・・・・・・・・・・・　8.05％
200 万円、300 万円・・・・・・・　6.15％</td></tr>
<tr><td>ご返済方法
(1)約定返済

(2)任意返済</td><td>・毎月 10 日の約定定額返済
<table><tr><th>極度額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>30 万円・50 万円</td><td>1 万円</td></tr><tr><td>100 万円</td><td>1 万 5 千円</td></tr><tr><td>200 万円</td><td>2 万 5 千円</td></tr><tr><td>300 万円</td><td>3 万円</td></tr></table>・約定返済以外に任意の金額をローン口座に直接入金することもできます。</td></tr>
<tr><td>保証人・担保</td><td>・　㈱ジャックスを利用いたしますので必要ありません。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・「まいハウスカードローン」は当組合および他の信用組合・信用金庫・銀行・郵便局等、提携金融機関の ATM(現金自動預入支払機)でご利用になれます。</td></tr>
</table>

必要書類	①本人確認資料 ・運転免許証 ・マイナンバーカード（表面部分のみ） ・パスポート（令和２年２月３日以前に申請された所持人記載欄があり住所を確認できるもの） ・運転経歴証明書（交付日が平成 24 年４月１日以降のもの） ・上記顔写真付き確認資料がない場合は、資格確認書(記号・番号がマスキングされたもの) ※申込人が外国人の場合、上記の確認資料に加え、在留カード、特別永住者証明書のいずれかをご用意ください。 ②所得証明書 申込の極度額が 100 万円以上の場合 ア．源泉徴収票 （最新年度のもので、勤務先名の記載があるもの） イ．確定申告書 （最新年度のもので、電子申告の場合は受信通知と申告データ出力分の提出） ウ．所得証明書 （最新年度のもので、証明する年度の所得が記載されており、市町村長の発行印があるもの） エ．納税証明書 （最新年度のもので、証明する年度の所得が記載されており、税務署の発行印があるもの） オ．住民税決定通知書 （最新年度のもので、証明する年度の所得が記載されており、市町村長の発行印があるもの）
苦情処理措置・紛争解決措置	**・苦情処理措置** ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク統括部　お客様相談室にお申し出ください。 【茨城県信用組合リスク統括部　お客様相談室】 電話：０１２０－３１０－２０６ 受付日　：月曜日～金曜日　（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.kenshinbank.co.jp/ **・紛争解決措置** 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）

	で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記茨城県信用組合リスク統括部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 　また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 　なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受付日　：月曜日～金曜日　（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電　話　：０３－３５６７－２４５６ 住　所　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５ （全国信用組合会館内）

くわしくは、店頭にお問合せください。

■ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

茨城県信用組合